

## 第7回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月12日(火) 午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 横山 正行
  - 2番 金子 節夫
  - 3番 松崎 マサエ
  - 4番 松島 章倫
  - 5番 小林 修
  - 6番 中村 政五郎
  - 7番 島田 信成
  - 8番 高田 洋子
  - 9番 天谷 豊
  - 10番 大川 則彦
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主任 大澤 勇太
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 議案第 21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)
    - 議案第 22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(区分地上権)
    - 議案第 23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第 24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3 報告
    - 報告第 6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第7回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第7回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号4番松島章倫委員、同じく5番小林修委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第21号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。</p> <p>1番の案件につきましては、農業委員会に関する法律、議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、2番金子節夫委員の退席をお願いします。それでは1番について事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第21号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和3年1月12日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。1月8日、3班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>（2番金子節夫委員入場）</p> <p>議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（区分地上権）の1番及び2番については、議案第24号、農地法第5条第1項の4番及び5番と関連がありますので、そちらで一括審議します。</p> <p>続きまして議案第23号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案第23号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年1月12日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては3ページから6ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>8番（高田）</p>	<p>8番高田です。1月8日に事務局と3班で行いました。申請地については、大字篠塚字大黒地内、案内図は資料の3ページ、付近状況図は4ページを参照してください。申請地は住宅地に囲まれており、農地としての広がりはありません。是正申請で、農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番及び2番については関連がありますので一括審議とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年1月12日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番及び2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>10番（大川）</p>	<p>10番大川です。1月8日に事務局と3班で行いました。申請地は大字赤堀字鞍掛地内、案内図は資料7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。本申請は一時転用であり、3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当と</p>

会長（天谷）	<p>いう意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして3番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
8番（高田）	<p>8番高田です。1月8日に事務局と3班で行いました。申請地は大字藤川字谷中地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は住宅地に囲まれ、周辺には農地がありません。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。4番については、議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（区分地上権）の1番と関連がありますので、一括審議します。事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>まず5条から説明いたします。番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。</p> <p>以前もご説明しましたが、営農型太陽光発電とは、太陽光パネルの下で営農を継続しつつ、太陽光発電での売電でも収益を出すという形態のものです。この場合、太陽光パネルの下での営農状況が国の通達で定められたある一定の</p>

事務局(國府田)	<p>収穫量を上げられない、または営農自体が無くなってしま うと、県の指導等が入り、改善が見られないとやがては県 より一時転用の許可も取り消し、設備撤去の命令が下り、 上部の太陽光発電での売電もできなくなる、という関係性 のものであります。つまりパネル下の営農あつての太陽光 発電ということです。今回の案件については譲受人が太陽 光発電による売電事業者、譲渡人が太陽光パネルの下での 営農者ということになります。申請面積は太陽光パネル設 置の架台の脚の部分の専有面積の合計です。下部で営農を 継続し農地として利用されることから、期間3年間の一時 転用という扱いとなります。</p> <p>続いて合わせて審議する農地法3条の区分地上権設定の 申請についてですが、これは、営農型の太陽光パネルを設 置するため、パネルを設置する部分に区分地上権を設定す るものであります。区分地上権とは、地下又は空間に上下 の範囲を定め、工作物を所有するために設定する権利をい うものです。なお、この3条の許可は5条の許可が群馬県 から正式に発出されると同時に許可を出すこととなってお ります。つまり3条の区分地上権の許可は県が5条申請の 許可を発した時、ということとなります。許可期間につい ても3条・5条ともに同じ期間の3年間となります。</p> <p>以上のことから、太陽光発電のための一時転用、太陽光 パネルの下の営農との双方の相関関係があるため、3条申 請・5条申請ともに、慎重にご審議願います。資料につき ましては15ページから18ページとなっております。以 上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確 認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
1番(横山)	<p>1番横山です。1月8日に事務局と3班で行いました。 申請地は大字篠塚字馬場地内、案内図は資料15ページ、 付近状況図は16ページを参照してください。</p> <p>申請地は青地であり、農地区分は第1種農地と判断され ます。申請地には賃貸借の利用権が設定されております が、申請者は民法542条第1項第2号をもって、利用権 の解除が成立していると主張している状況です。農地転用 許可基準の一般要件には、申請に係る転用行為の妨げとな る権利を有する者の同意を得ていることが、農地転用が可 能となる基準の一つと定められていますが、申請者が主張 する民法542条第1項第2号の適用が、これに該当する か否かは、判断できかねると結論づけました。よってこの 案件については、許可相当か不許可相当かは、県にその判 断を委ねるのが適当であると判断いたします。以上、現地 確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願</p>

1 番 (横山)	<p>します。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について、最終的な判断については県に委ねるという意見に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件については、最終的な判断については県に委ねるという意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>5 番については、議案第 2 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (区分地上権) の 2 番と関連がありますので、一括審議します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (國府田)	<p>営農型太陽光の説明については先ほど説明した通りです。番号 5 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。こちらも 3 条の区分地上権とともに申請が出ております。太陽光発電のための一時転用、太陽光パネルの下の営農との双方の相関関係があるため、3 条申請・5 条申請ともに、慎重にご審議願います。資料につきましては 1 9 ページから 2 2 ページとなっております。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
1 番 (横山)	<p>1 番横山です。1 月 8 日に事務局と 3 班で行いました。申請地は大字篠塚字馬場地内、案内図は資料 1 9 ページ、付近状況図は 2 0 ページを参照してください。</p> <p>申請地は青地であり、農地区分は第 1 種農地と判断されます。申請地には賃貸借の利用権が設定されておりますが、申請者は民法 5 4 2 条第 1 項第 2 号をもって、利用権の解除が成立していると主張している状況です。農地転用許可基準の一般要件には、申請に係る転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることが、農地転用が可能となる基準の一つと定められていますが、申請者が主張する民法 5 4 2 条第 1 項第 2 号の適用が、これに該当する</p>

1 番 (横山)	<p>か否かは、判断できかねると結論づけました。よってこの案件については、許可相当か不許可相当かは、県にその判断を委ねるのが適当であると判断いたします。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について、最終的な判断については県に委ねるという意見に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本件については、最終的な判断については県に委ねるという意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第6号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第6号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和3年1月12日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については23ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第7回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和3年2月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 松島 章倫

委員 小林 修